

【広島県の『宝』！観光キャンペーン】誘客促進事業実施要綱

(令和元年度・下期 観光バスツアー商品に対する助成)

1 目的

この要綱は、【広島県の『宝』！観光キャンペーン】誘客促進事業の実施に関し必要な事項を定めることにより、事業を円滑に実施することを目的とする。

2 定義

この要綱における「誘客促進事業」とは、観光客の増加を目的として、旅行業法及び同法施行規則の規定による第一種旅行業または第二種旅行業・第三種旅行業の登録を受けている国内の旅行会社が企画する邦人を対象とした観光バスツアーの経費の一部に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものである。

3 助成内容

(1) 中山間部が行程に含まれたツアー

助成対象期間	令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に催行される募集型企画旅行（出発日を基準）																	
助成事業の要件	<p>(1) 広島県内又は山口県岩国市・愛媛県今治市・上島町を周遊する観光バスツアーであること。</p> <p style="text-align: center;">※不特定多数が申込可能な「募集型企画旅行」であること。（受注型企画旅行及び組織内募集の旅行は不可）</p> <p style="text-align: center;">※JR、航空機等で広島県入りし、県内で貸切バスを利用する旅行商品も可。</p> <p style="text-align: center;">※広島県内の周遊を促進するような、文言や画像等を募集チラシ、パンフレット Web ページ等に記載し、訴求力のある内容とすること。</p> <p>(2) 広島県内の中山間部にある 2 箇所以上の観光地・観光施設【別表】を巡ること。 ※集客効果を高めるため、旅行行程に他県の観光地・観光施設を組込むことは可。</p> <p>(3) 参加者が、15 名以上（実績ベース）であること。 ※乗務員・添乗員等は、参加人数から除くこと。</p> <p>(4) 期限内に助成金交付申請書、実績報告書及び必要な添付書類を提出できること。</p> <p>(5) 他のバス助成制度を利用した旅行でないこと。</p> <p>(6) 広島県観光連盟より助成があることをチラシ等の当該コース欄に明記すること。 （例：広島県観光連盟助成金）※助成金額の表記は不要。</p> <p>(7) 当該助成を利用し、新規商品を作成する旅行会社や、広島県内での宿泊付き商品「東京・名古屋・大阪・福岡発着」を優先する。</p>																	
助成額	<p>■基本助成額※広島県内の中山間部にある 2 箇所以上の観光地・観光施設【別表】を巡ること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">中国 5 県発着（バス 1 台あたり）</th> <th style="width: 35%;">その他地域発着地（バス 1 台あたり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">日帰り</td> <td style="text-align: center;">5,000 円</td> <td style="text-align: center;">10,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広島県内 1 泊の場合</td> <td style="text-align: center;">20,000 円</td> <td style="text-align: center;">30,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広島県内 2 泊以上の場合</td> <td style="text-align: center;">30,000 円</td> <td style="text-align: center;">50,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■加算額①全ての発着地同額</p> <p>※広島県内全域の昼食施設に限る。参加者全員が食事をとること。オプション昼食不可。弁当不可。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">広島県内全域での昼食※1 日あたり 1 回</td> <td style="text-align: center;">5,000 円（最大 15,000 円まで）</td> </tr> </table> <p>■加算額②全ての発着地同額（1 施設あたり）</p> <p>※参加者全員が【別表】の主な観光地・観光スポットに入場・体験（有料）観光する場合に限る。オプション入場・体験観光は不可。※入場・体験観光とは、料金を支払って入場または体験する観光施設のことを言う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">【別表】入場・体験（有料）観光する場合※1 施設あたり</td> <td style="text-align: center;">2,000 円（1 日 2 施設・最大 10,000 円まで）</td> </tr> </table>			中国 5 県発着（バス 1 台あたり）	その他地域発着地（バス 1 台あたり）	日帰り	5,000 円	10,000 円	広島県内 1 泊の場合	20,000 円	30,000 円	広島県内 2 泊以上の場合	30,000 円	50,000 円	広島県内全域での昼食※1 日あたり 1 回	5,000 円（最大 15,000 円まで）	【別表】入場・体験（有料）観光する場合※1 施設あたり	2,000 円（1 日 2 施設・最大 10,000 円まで）
	中国 5 県発着（バス 1 台あたり）	その他地域発着地（バス 1 台あたり）																
日帰り	5,000 円	10,000 円																
広島県内 1 泊の場合	20,000 円	30,000 円																
広島県内 2 泊以上の場合	30,000 円	50,000 円																
広島県内全域での昼食※1 日あたり 1 回	5,000 円（最大 15,000 円まで）																	
【別表】入場・体験（有料）観光する場合※1 施設あたり	2,000 円（1 日 2 施設・最大 10,000 円まで）																	
限度額	1 事業所当たり 300,000 円 ※日帰り旅行の場合は 1 事業者あたり 150,000 円																	

(2) 広島県内の周遊ツアー（2泊3日以上）

助成対象期間	令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間に開催される募集型企画旅行（出発日を基準）							
助成事業の要件	<p>(1) 広島県内又は山口県岩国市・愛媛県今治市・上島町のみを周遊する2泊3日以上^{の観光バスツアー}であること。 ※広島県内に2泊以上の宿泊もしくは、広島県内に1泊以上宿泊するとともに、山口県岩国市・愛媛県今治市・上島町に1泊以上宿泊して、ツアー中に3市町以上の観光地・観光施設を巡ること。 ※不特定多数が申込可能な「募集型企画旅行」であること。（受注型企画旅行及び組織内募集の旅は不可） ※主たる目的が観光であること。 ※JR、航空機等で広島県入りし、県内で貸切バスを利用する旅行商品も可。 ※広島県内の周遊を促進するような、文言や画像等を募集チラシ、パンフレットWebページ等に記載し、訴求力のある内容とすること。</p> <p>(2) 参加者が、15名以上（実績ベース）であること。 ※乗務員・添乗員等は、参加人数から除くこと。</p> <p>(3) 期限内に助成金交付申請書、実績報告書及び必要な添付書類を提出できること。</p> <p>(4) 他のバス助成制度を利用した旅行でないこと。</p> <p>(5) 広島県観光連盟より助成があることをチラシ等の当該コース欄に明記すること。 （例：広島県観光連盟助成金）※助成金額の表記は不要</p>							
助成額	<p>■基本助成額 ※3市町以上の観光地・観光施設を巡ること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">貸切バス利用（1日あたり）</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県内2泊以上 ・広島県内に1泊以上し、山口県岩国市・愛媛県今治市・上島町に1泊以上 </td> <td style="text-align: center;">15,000円（最大45,000円まで）</td> </tr> </table> <p>※貸切バスを利用しない日は対象外とする。</p> <p>■加算額</p> <p>※広島県内全域の昼食施設に限る。参加者全員が食事をとること。オプション昼食不可。弁当不可。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">広島県内全域での昼食※1日あたり1回</td> <td style="text-align: center;">5,000円（最大15,000円まで）</td> </tr> </table>			貸切バス利用（1日あたり）	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県内2泊以上 ・広島県内に1泊以上し、山口県岩国市・愛媛県今治市・上島町に1泊以上 	15,000円（最大45,000円まで）	広島県内全域での昼食※1日あたり1回	5,000円（最大15,000円まで）
	貸切バス利用（1日あたり）							
<ul style="list-style-type: none"> ・広島県内2泊以上 ・広島県内に1泊以上し、山口県岩国市・愛媛県今治市・上島町に1泊以上 	15,000円（最大45,000円まで）							
広島県内全域での昼食※1日あたり1回	5,000円（最大15,000円まで）							
限度額	1事業所当たり300,000円							

※予算額800千円（(1) (2) の合計）

4 申請等の手続き

(1) 助成金の申請

助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、(2)に定める受付期間内に広島県観光連盟に提出するものとする。

	内 容	備 考
①	助成金交付申請書（別記様式第1号）	
②	募集用チラシ(案)、パンフレット(案)又は企画書 ※原本は申請額決定通知送付後、募集時に提出をお願いします。	広島県観光連盟より助成があることをチラシ等の当該コース欄に明記してあること。※助成金額の表記は不要です。

(2) 申請期間

令和2年2月28日（金）まで

※助成金交付申請は、最初の旅行開催日の30日前迄に申請すること。

※助成金申請額が、本事業の予算総額に達した段階で受付を終了する。

(3) 交付決定

広島県観光連盟は、申請内容を審査し、予算の範囲内において交付の可否を決定の上、交付決定通知書を送付する。

(4) 交付の条件

助成事業を中止する場合又は助成対象事業の要件を満たさなくなった場合は、速やかに中止報告書（別記様式第2号）を提出すること。

(5) 実績報告

申請者は、助成事業が完了した日（帰着日を基準）から起算して30日を経過する日までに次に掲げる書類を広島県観光連盟に提出するものとする。

※30日を経過する日までに提出がない場合は、実績報告がなされない場合とみなし、交付決定を取り消すこととする。

	内 容	備 考
①	実績報告書（別記様式第3号）	
②	貸切バス、宿泊、昼食、入場・体験観光を利用したことが分かる書類（請求書（写）又はクーポン（写）等）	利用日、参加者数（15名以上）が確認できること。
③	旅行行程表（記載のあるパンフレット、チラシ又はWebページのカラーコピーを添付）	広島県観光連盟より助成があることをチラシ等の当該コース欄に明記してあること。※助成金額の表記は不要です。
④	請求書（別記様式第4号）	

(6) 助成金の交付等

助成金は、実績報告書の内容を確認し、助成事業を確定した後に、精算払いにより支払う。

5 帳簿等の保管期間

申請者は、助成事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、当該助成事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する広島県観光連盟の会計年度の末日まで保存すること。

6 その他

広島県観光連盟は、虚偽の申請又はその他不正の手段により助成金の交付を受けた申請者に対しては、交付決定を取り消すことができる。

7 【書類提出先】

〒730-0011 広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル8F

一般社団法人広島県観光連盟 河村・辻田

TEL 082-221-6516 fax 082-222-6768

Email s-kawamura@kanko-hiroshima.or.jp

Email h-tsujita@kanko-hiroshima.or.jp

市町	主な観光地
府中市	白壁の町並み（上下町商店街）、上下歴史文化資料館 翁座、矢野温泉公園四季の里、上下ふるさと産品センター 恋しき、府中地域交流センター（府中焼き体験）、道の駅びんご府中等
三次市	広島三次ワイナリー、奥田元宋・小由女美術館、辻村寿三郎人形館 三良坂平和美術館、道の駅「ゆめランド布野」、君田温泉森の泉 平田観光農園、トレッタみよし 湯本豪一記念日本妖怪博物館（三次もののけミュージアム）等
庄原市	国営備北丘陵公園、七塚原高原、帝釈峡、ひろしま県民の森 道の駅「たかの」、道の駅「遊 YOU さろん東城」、吾妻山、 庄原さとやまオープンガーデン等
廿日市市（旧吉和村に限る）	ウッドワン美術館、もみのき森林公園、クヴェーレ吉和 潮原温泉、道の駅「スノロ漢」、津和野街道等
安芸高田市	神楽門前湯治村、安芸高田市歴史民俗博物館、郡山城跡 八千代の丘美術館、道の駅「北の関宿 安芸高田」、たかみや湯の森 湧永満之記念庭園等
安芸太田町	三段峡、温井ダム、深入山、恐羅漢、龍頭峡、井仁の棚田 道の駅「来夢とごうち」、温井スプリングス等
北広島町	大朝のテングシデ群落、よみがえりの水（平成の名水百選） 道の駅「舞ロードIC 千代田」、「豊平どんぐり村」、八幡湿原 戦国の庭歴史館・吉川元春館跡歴史公園、おおあさ鳴滝露天温泉 芸北オークガーデン、田原温泉 5000 年風呂、広島北ホテル等 千代田開発センター
世羅町	せら夢公園（せらワイナリー）、世羅の花観光農園（世羅高原農場、 Flower village 花夢の里、世羅ゆり園、ラ・スカイファーム、 そらの花畑 世羅高原花の森、せらふじ園、世羅甲山ふれあいの里、 香山ラベンダーの丘）、道の駅「世羅」等
神石高原町	帝釈峡、神龍湖、スコラ高原、とよまつ紙ヒコーキタワー、幸運仏堂 神石高原ティアガルテン、道の駅「さんわ 182 ステーション」 秀麗山 光信寺等

※この中不在のものについては、広島県観光連盟までご相談ください。

【広島県の『宝』！観光キャンペーン】誘客促進事業助成金(観光バスツアー)交付申請書

令和 年 月 日

広島県観光連盟会長 様

(申請者)
住 所
団体名
代表者
担当者
電話番号

印

【広島県の『宝』！観光キャンペーン】誘客促進事業実施要綱(観光バスツアー)の規定に基づき、次のとおり助成金の交付を申請します。

1 内容

ツアー名		
出発日(※全て記入)	(計 本)	
参加人数	人	※1台あたり15名以上(実績ベース)であること。
指定観光地・施設 【別表】より2施設		
バス台数	台	
その他	<input type="checkbox"/> 右に該当しない <input type="checkbox"/> 右に該当する	他のバス助成制度を利用した旅行である。

2 助成額

助成額表	助成項目	記入欄	
		※空欄には記入し、その他は○で囲んでください。	助成額計
基本助成額	発着地(都道府県)		
	広島県内宿泊	日帰り・1泊・2泊・3泊以上	
	ホテル名		円
加算額①	広島県内昼食施設名 ※最大3施設まで		円
加算額② ※「広島県内のみ周遊ツアー2泊3日以上」は対象外	【別表】(有料) 入場・体験観光施設名 ※1日2施設まで		円
(基本助成額) + (加算額①) + (加算額②) = 合計額(A)			円
(合計額(A)) × (バス台数) = 交付申請合計金額			円

3 添付書類

- ・募集用チラシ(案)、パンフレット(案)又は企画書※広島県観光連盟より助成があることをチラシ等の当該コース欄に明記してあること。※助成金額の表記は不要。
※様式第3号(実績報告書)の提出時はバス、宿泊、昼食、入場・体験観光施設を利用したことが分かる書面が必要です。

【広島県の『宝』！観光キャンペーン】誘客促進事業(観光バスツアー)中止報告書

令和 年 月 日

広島県観光連盟会長 様

(申請者)
住 所
団体名
代表者
担当者
電話番号

印

交付決定を受けた助成事業について、
[中 止]
[助成対象外]
となったので、【広島県の『宝』！

観光キャンペーン】誘客促進事業実施要綱(観光バスツアー)の規定に基づき、報告します。

ツアー名	
出発日	

【広島県の『宝』！観光キャンペーン】誘客促進事業(観光バスツアー)実績報告書

令和 年 月 日

広島県観光連盟会長 様

(申請者)
住 所
団体名
代表者
担当者
電話番号

印

助成事業が完了したので、【広島県の『宝』！観光キャンペーン】誘客促進事業実施要綱(観光バスツアー)の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 実績

ツアー名	
出発日(※全て記入)	
参加人数の合計	人
バス台数	台
助成金合計申請額	円

※参加人数は、1台当たり15名以上(実績ベース)であること。

2 添付書類

- ・貸切バス、宿泊、昼食、入場・体験観光を利用したことが分かる書類(請求書(写)又は、クーポン(写)等)
- ・旅行行程表(記載のあるパンフレット、チラシ又はWebページのカラーコピーを添付)
- ※広島県観光連盟より助成があることをチラシ等の当該コース欄に明記してあること。※助成金額の表記は不要。
- ・請求書(様式第4号)

【広島県の『宝』！観光キャンペーン】誘客促進事業(観光バスツアー)請求書

令和 年 月 日

広島県観光連盟会長 様

(申請者)
住 所
団体名
代表者
担当者
電話番号

印

【広島県の『宝』！観光キャンペーン】誘客促進事業(観光バスツアー)助成金として、次のとおり請求します。

ツアー名	
請求額合計	円

※請求額合計は、限度額を超えての記入は無効

【振込先口座】

(フリガナ) 口座名義	
金融機関名	
支店名	
預金種目	1 普通預金 2 当座預金
口座番号	

(注) 金融機関名、預金種目、口座番号及び口座名義は、預金通帳で確認をお願いします。